

○財務省告示第四十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年一月二十二日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年二月八日

財務大臣 菅 直人

- |   |                |  |
|---|----------------|--|
| 一 | 名称及び記号         | 利付国庫債券（五年）（第八十七回）  |
| 二 | 発行の根拠の法律及びその条項 | 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条        |
| 三 | 振替法の適用等        | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  |
| 四 | 発行方法           | 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額に |







の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

十 額  
八 面  
銭 金  
額  
百 円  
に  
つ  
き  
九  
十  
九  
円  
九

(一) 年

○ 募 入 五  
・ 決 定 額 の 通 知 を 受 け た 者  
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 第 二  
式 に よ り 算 出 し た 額 を 第 二  
十 号 の 規 定 す る 期 日 に 払 込  
む も の と す る 。

(二)

に 係 る 所 得 税 が いて 、 そ の 利 子  
に 係 る と し て 振 替 泉 徴 収 さ れ  
る の 記 載 は 、 前 記 録 さ れ 算 入  
の 金 額 出 した 金 額 か (一) の 算 式  
に 基 づ き 算 出 し た 額 の 二 割 十  
分 一 に 達 し ない 限り 算 入 され ず  
、 一 般 的 に 行 居 金 該 式 の 利 子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5 \times 33}{100 \times 365}$$

十四 初期利子

には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十二年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成二十六年十二月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行 財務大臣から通知を受けた者

十九 払入札参加

平成二十二年一月二十二日

二十 払込期日